

## 京都家庭裁判所舞鶴支部

〒624-0853

舞鶴市字南田辺小字南裏町149

TEL 0773-75-0958

アクセス：西舞鶴駅（JR、京都丹後鉄道）から  
徒歩5分



## 家庭裁判所の窓口受付時間（本庁）

※平日のみ

午前8時30分～午後零時

午後1時～午後5時

※支部については各支部にお問い合わせください。

## ネットでの情報サービス

裁判所では、ウェブサイトで、家事手続情報サービスを行っています。

裁判所ウェブサイト

<http://www.courts.go.jp>

上記のサイト内検索に、「京都家庭裁判所における手続案内」と入力して御覧ください。



## 京都家庭裁判所福知山支部

〒620-0035

福知山市字内記9

TEL 0773-22-3663

アクセス：福知山駅（JR、京都丹後鉄道）から  
徒歩15分



## 関係機関

家庭の問題については、弁護士会やお近くの市区町村役場で法律相談を受けることができます。

ほかにも、様々な機関で、家庭内の問題について相談や支援活動を行っています。

法的なトラブルを解決するために役立つ法制度情報や最も適切な相談窓口の情報については、日本司法支援センター（愛称 法テラス）でも提供しています。

法テラス・コールセンター

おなやみなし  
TEL 0570-078374

京都家庭裁判所を  
利用される方のために



京都家庭裁判所

## 家庭裁判所で取り扱っている主な問題



### 夫婦の問題

- ・離婚
- ・婚姻中の生活費
- ・財産分与 など

### 親子の問題

- ・子どもの養育費
- ・子どもとの面会交流
- ・親権者の変更 など

### 戸籍の問題

- ・苗字や名前の変更
- ・離婚後の子どもの戸籍の移動 など



### 相続の問題

- ・遺産分割
- ・遺言書を見つけた
- ・相続の放棄 など

### 成年後見の問題

- ・認知症の方の財産の管理の問題 など

・そのほかにも、様々な問題を取り扱っています。

## 家事手続案内について

家庭裁判所では、家庭や親族の間の問題についてお話を聞きし、問題解決のために家庭裁判所を利用できる場合には、申立ての方法や手続の流れについて説明します。

なお、家事手続案内では、法律的な判断や身上相談はできません。

### 【手続案内受付時間】

※ 平日のみ

午前9時～午前11時30分

午後1時～午後3時30分

※ 予約不要、費用無料

時間は1回につき約20分



## 家庭裁判所で行う主な手続

### 家事審判

裁判官が提出された資料などに基づいて判断し決定します。



### 家事調停

調停委員会が当事者双方に事情を尋ねたり意見を聴いたりして双方が納得できるように中立の立場から助言やあっせんをします。

### 人事訴訟

裁判官の判決によって争いを解決するほか和解によって解決します。

### 少年審判

罪を犯した少年の非行内容や少年の抱える問題性に応じた適正な処分を選択します。

詳しくは裁判所のウェブサイトをご覧ください。  
<http://www.courts.go.jp>

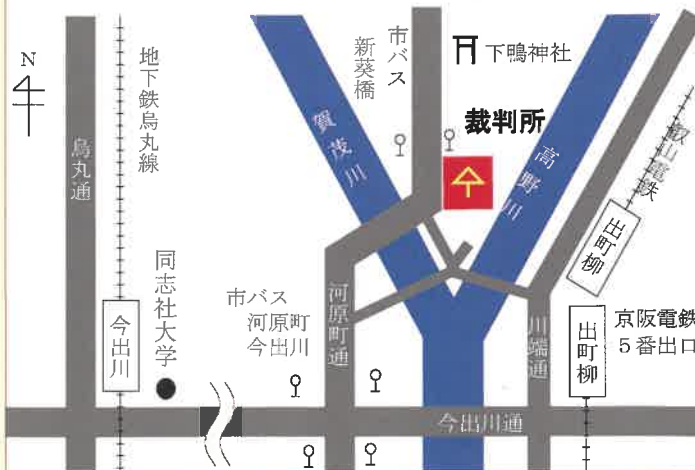
## 京都家庭裁判所

〒606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1

TEL 075-722-7211

アクセス：出町柳駅（京阪、叡山電鉄）から徒歩7分  
京都市営バスで「新葵橋」又は「河原町今出川」下車  
毎月第1金曜日は、午後6時30分まで受け付けています。



## 京都家庭裁判所園部支部

〒622-0004

南丹市園部町小桜町30

TEL 0771-62-0840

アクセス：JR園部駅西口から、京阪京都交通バス（JR亀岡駅行き又は福住行き）で南丹市役所前下車、徒歩3分。JR園部駅西口から、ぐるりんバス（市街地循環線）で市役所前下車、徒歩2分



## 京都家庭裁判所宮津支部

〒626-0017

宮津市字島崎2043-1

TEL 0772-22-2393

アクセス：宮津駅（京都丹後鉄道）から徒歩8分

